

# 入国管理局電子届出システム がスタート!

2013年6月24日(月)から

Start of the Immigration Bureau's Electronic Notification System from June 24, 2013



Please refer to the Immigration Bureau's electronic notification system website for details.

詳しくは、ホームページをチェック!

→ <http://www.immi-moj.go.jp/i-ens/index.html>

どんなシステムなの?

入国管理局電子届出システムとは、法務大臣への届出をインターネットを利用して行うことができるシステムです。

The Immigration Bureau's Electronic Notification System is a system whereby notifications to be submitted to the Minister of Justice may be made through the Internet.

👍 さまざまなメリットがあります。 The following are the advantages of the system

- ✓ 窓口に出向く必要がなく、自宅やオフィスなどから、オンラインによる届出を行うことができます。  
No need to go to the immigration counter in person since notifications may be made online from your home or workplace.
- ✓ 利用料はかかりません。 No fees involved.
- ✓ 24 時間で利用いただけます。 Notifications accepted 24 hours a day.
- ✓ 記載漏れを自動チェックします。 Required details which have not been filled in can be checked automatically.

■ システムの操作方法に関するお問い合わせ

Inquiries relating to directions on using the system

- ・ システムの運用開始後にヘルプデスクを開設します。  
Help desk to be established after the start of operation of the system.
- ・ ヘルプデスクの連絡先については、入国管理局電子届出システムのホームページから確認してください。  
For contact information on the help desk, please check the Immigration Bureau's electronic notification system website.



法務省入国管理局

入国管理局電子届出システム

(<http://www.immi-moj.go.jp/i-ens/index.html>)





# 入国管理局電子届出システムで 届け出ることができるのは・・・。

## 中長期在留者の方が行う「所属機関等に関する届出」

入管法上の在留資格で我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）の方について、次のような変更が生じた場合には、14日以内に届け出てください。（ただし、この届出を行うのは、2012年7月9日以降に上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可等を受けた方に限ります。）

### 所属機関に関する届出手続

中長期在留者のうち「技術」等の就労できる資格（「芸術」、「宗教」及び「報道」を除きます。）や「留学」等の学ぶ在留資格で在留する方が、日本にある所属機関（雇用先や教育機関）の名称・所在地の変更、消滅、離脱（契約終了）、移籍（新たな契約締結）があったとき

### 配偶者に関する届出手続

中長期在留者のうち配偶者として「家族滞在」、「特定活動（ハ）」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」の在留資格で在留している方が、配偶者と離婚又は死別したとき

## 所属機関の方が行う「所属機関による届出」

中長期在留者を受け入れている所属機関の方においては、次のいずれかに該当する場合には、14日以内に届け出てください。

### 就労できる在留資格を有する中長期在留者に関する届出手続

- ・就労できる在留資格のうち、下記の対象となる在留資格を有する中長期在留者を受け入れている機関（※ 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務付けられている機関は除きます。）が、その中長期在留者の受入れを開始（雇用・役員就任等）又は終了（解雇・退職等）したとき

〔対象となる在留資格〕

「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」

### 留学生に関する届出手続

- ・中長期在留者のうち「留学」の在留資格で在留する留学生を受け入れている教育機関が、留学生の受入れを開始（入学・編入等）又は終了（卒業・退学等）したとき
- ・毎年5月1日と11月1日における留学生の受入れの状況

※ 制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページ  
([http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact\\_1/](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/)) をご覧ください。